

新型インフルエンザ等対策業務計画（要約版）

塩野義製薬株式会社

2014/04/01

新型インフルエンザ等対策業務計画（要約版）

1 総則（目的／基本方針）

1.1 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的

重篤な健康被害とこれに伴う大きな社会的影響の発生が懸念される新型インフルエンザあるいは未知の感染症が世界的に大流行（パンデミック）した場合に国、地方自治体、事業者等が一致協力して対応するために、平成24年「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下特措法）が制定され、さらに塩野義製薬株式会社（以下、当社という）は、特措法施行令第3条に基づき指定公共機関の指定を受けた。当社は危機管理方針に基づき、新型インフルエンザ等が流行した際に、可能な限り従業員等の感染を防止し、また、職場における感染拡大の防止に努めるとともに、流行期間中においても重要業務の維持に努め、シオノギが担っている社会的責任を遂行することを目的として本業務計画を策定する。

1.2 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針

- 流行した新型インフルエンザ等の感染症の致死率が高い場合を想定し、従業員の生命安全を最優先に考えた対策を講じる。
- 職場における感染予防に積極的に取り組み、さらに職場における感染拡大を防止する観点から従業員同士の接触機会を減らすために、継続する業務の絞り込みや一定期間の縮小あるいは休止をも想定し、対策を講じる。
- 前項で絞り込んだ重要業務を維持継続するために、事前対策準備および発生期においても事前計画を推進する。

1.3 本業務計画の運用

- 適用範囲
本計画はシオノギおよびグループ子会社に適用する。（海外子会社を除く）
- 対策策定項目
実施体制、情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、業務継続の5項目について策定する。
- 感染症の発生段階
未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の各発生段階について具体的な対策を策定する。
- 被害想定
業務計画立案の根拠となる被害想定は以下のとおりとする。
 - 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピーク（約2週間）を作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間欠勤する。罹患した従業員の大部分は一定の欠勤期間後、治癒し免疫を得て職場に復帰する。
 - ピーク時に従業員が発病して欠勤する割合は5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話・看護（学校・保育施設等の臨時休業、福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のために出勤が困難となる者、不安により出勤しない者を見込み、実際の欠勤率は最大40%と想定する。

2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

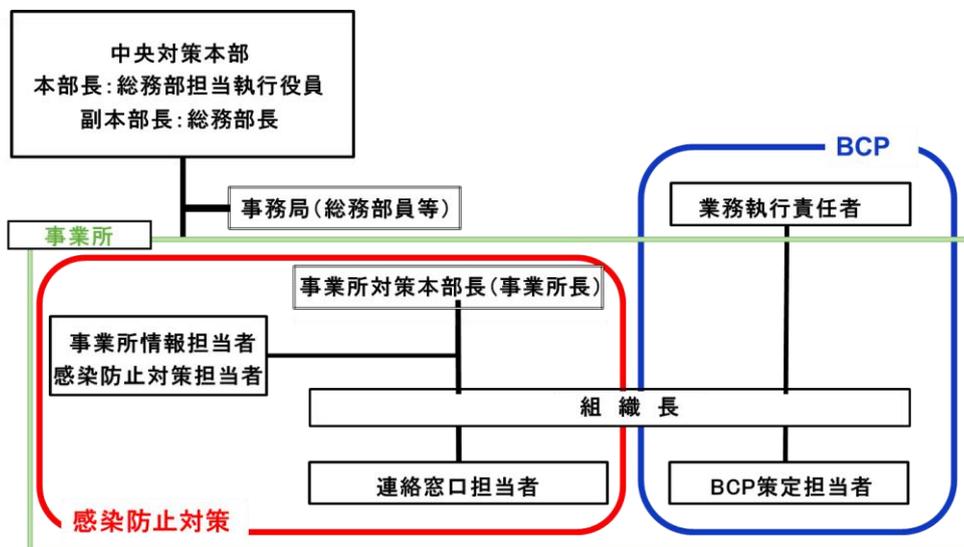
2.1 未発生期の体制

- ▶ 危機管理責任者（総務部長）は、通常時から新型インフルエンザおよびパンデミックについて正確な情報を収集するように努め、必要に応じ感染防止策について産業医等に助言を求めるほか、新型インフルエンザ等の感染予防およびまん延防止に関する方針を全社に示し、対策を実施し、また、パンデミック時を想定した事業継続計画（以下、BCP という）の策定を推進し進捗管理をする。
- ▶ 事業所対策本部長は事業所・管轄地域の感染予防およびまん延防止対策を策定し、事業所・管轄地域の全従業員に対し策定内容を徹底させる。
- ▶ 組織長は BCP 策定担当者を選任し、事業継続計画を策定する。

2.2 発生時の体制（海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期）

- ▶ 中央対策本部の設置は、WHO が新型インフルエンザ等のフェーズ 4 宣言もしくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行った場合、あるいは日本国（あるいは海外子会社事業所の属する国）政府が新型インフルエンザ等の発生した旨を公表した時点とする。
- ▶ 中央対策本部の解散は、WHO あるいは日本国（あるいは海外子会社事業所の属する国）政府が終息を公表した時点とする。

② 組織図



2.3 関係機関との連携

- ▶ 中央対策本部および各組織長は、重要業務実施にあたり連携が必要となる行政機関、業界団体、同業他社、取引先企業、医療機関等の関係先をリスト化し、情報共有のための連絡網を構築する。

3 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3.1 重要業務の実施に係る新型インフルエンザ等対策業務の内容および実施方法

- 危機管理責任者は、医薬品企業の社会的責任として、必要な医薬品を安定的・継続的に供給するため、予め重要業務を特定し対策を検討しておく。
- 重要業務の特定および実施計画の策定
各組織において、企業活動継続に必要な重要業務を特定する。危機管理責任者は、各部署で特定された重要業務を確認し、特に下記に示すシオノギとしての重要業務を確認する。
- 組織長は、業務の遂行に必要な人員および人数を把握し、感染症の流行段階ごとに人員計画を策定する。なお、実際の運用にあたっては、流行段階に応じて一律に業務の優先度を適用するのではなく、流行している感染症の致死率、組織内の感染状況、出勤者数等に鑑み、総合的に判断するものとする。

3.2 未発生期の感染防止対策

- 危機管理責任者は、国内発生早期および国内感染期に従業員の感染リスクを低減するため、マイカー通勤や在宅勤務等、自宅待機等について規則・運用ルールを整備する。
- 危機管理責任者は、感染防止対策としてマスク着用、手指消毒液の使用、咳エチケットなどのルールを策定し、従業員に周知させると共に、それに必要な数量の消毒用アルコール、マスクなど必要な資材を各事業所に備蓄する。
- 事業所対策本部長は、事業所対策本部長は事業所内でのまん延防止対策に従事する感染防止担当者を選任し、処置手技等の訓練を実施する。

3.3 海外発生期における対策

- 中央対策本部は、BCP 対策の実施を発動する。
- 中央対策本部は、産業医の助言を得て、感染防止に関する最新の医学的知見に基づく感染予防策についての情報を従業員に提供し、適切な対応の徹底を図る。
- 組織長は、中央対策本部からの感染予防についての指示内容を従業員に徹底させる。特に、従業員・家族が発熱するなど、罹患した可能性がある場合は出勤せず自宅待機とすることを周知する。
- 従業員は、安否確認システムにより、本人および同居家族の罹患状況を報告する。

3.4 国内発生早期における対策

- 中央対策本部は、安否確認システムを通じて報告される従業員および同居家族の感染者の把握を行い、全社に対する必要な対策を検討し実施する。
- 事業所対策本部は、従業員の罹患者数、地域の感染状況等から総合的に判断し、事業所内の組織長に対し、業務の優先度分類に応じた業務の縮小あるいは中止の開始についての準備を要請する。

- 組織長は、組織内の従業員に対し、本人および同居家族に発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出勤せず、安否確認システムを利用して連絡することを徹底する。

3.5 国内感染期における対策

- 事業所対策本部長は、マスク等个人防护具の着用、入館制限等感染防止策を徹底する。
- 組織長は、国内発生早期の対策の徹底に加え、業務の中止・縮小をさらに進め、重要業務だけに集中することで、出社する従業員数を限界まで減らす。
- 従業員は、可能な限り自宅で待機し、他人との接触機会を減らすことで新型インフルエンザ等に感染しないようにする。

3.6 小康期における対策

- 中央対策本部長は、実施したまん延防止対策についての検証と再燃期を踏まえて追加すべき対策について検討する。
- 組織長は、BCPの見直しを実施する。
- 従業員は、感染防止策の継続実行と、本人・家族の罹患状況を継続して報告する。

4 その他

4.1 教育・訓練

危機管理責任者は従業員に対し、感染防止に関する知識を習得させ、適切に対応できるように教育・訓練を計画し、実施する。

4.2 計画の見直し

危機管理責任者は訓練の結果および行政等からの最新の知見等を踏まえて、定期的に計画の見直しを行う。

平成 26 年 4 月
要約版作成

(別添資料) 業務継続に係る主な重要業務

当社では、以下の業務などについて、重要業務として事業継続計画を策定している。

研究・開発部門	外部委託研究
	知的財産関係業務
	臨床試験における重篤な有害事象対応業務
	事業所維持管理業務
製造部門	ラピアクタ関連業務
	原動運転、監視業務
	工場製造設備のトラブル対応
サプライチェーン部門	調達計画・生産指示計画立案および発注
	原材料調達計画立案および発注
	特殊薬受注業務
	輸入通関
	製品出荷作業管理
営業部門	顧客対応業務（医療消費者・医療関係者）
信頼性保証部門	安全性情報の収集・評価
	安全性情報の当局、国内外関係会社への報告・情報提供
	製品市場出荷判定業務
	製品回収対応業務
一般管理部門	経営管理業務（危機管理業務を含む）
	行政からの依頼・課題対応
	海外子会社の支援業務